

令和7年度渋谷区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

補助金の申請に関するQ&A

令和7年9月1日時点

	項目	質問	渋谷区
1	対象	渋谷区に住民登録があることが条件ですか。	申請者（保護者）及び対象児童の住民登録が渋谷区にあることが条件です。
2	対象	子どもが保育園や幼稚園に入園していても対象になりますか。	保育園や幼稚園などに在籍していても対象となります。
3	対象	育児休業中や在宅勤務の場合でも対象になりますか。	保護者の就労状況に関わらず対象となります。
4	対象	渋谷区民ですが、区外の実家に里帰りする場合、対象になりますか。	東京都のベビーシッター認定事業者が、ベビーシッターを派遣できれば対象となります。なお、その際の交通費等オプションは対象外です。
5	対象	区外在住ですが、渋谷区の実家に里帰りする場合、対象になりますか。	申請者（保護者）及び対象児童の住民登録が渋谷区にあることが条件ですので、対象となりません。
6	対象	区外在住ですが、渋谷区内で利用する場合、対象となりますか。	申請者（保護者）及び対象児童の住民登録が渋谷区にあることが条件ですので、対象となりません。
7	対象	自宅以外の場所で保育を依頼した場合、対象となりますか。	東京都のベビーシッター認定事業者が、ベビーシッターを派遣できれば対象となります。なお、その際の交通費等オプションは対象外です。
8	対象	渋谷区外に転出した場合、いつまで対象ですか。	渋谷区に住民登録がある時の利用分のみ対象です。他の区市町村へ転入届を提出した際の異動日の前日（届出日ではありません）までの利用分となります。
9	対象	病児・病後児保育の場合でも対象になりますか。	東京都のベビーシッター認定事業者が、ベビーシッターを派遣できれば対象となります。
10	対象	子どもが感染症などの病気の場合の保育でも対象になりますか。	東京都のベビーシッター認定事業者が、ベビーシッターを派遣できれば対象となります。
11	対象	所得制限はありますか。	所得制限はありません。
12	対象	対象児童2人の保育をベビーシッター1人に依頼できますか。	できません。 対象児童の人数＝ベビーシッターの人数となります。ただし、保護者がベビーシッターと一緒に保育をする（共同保育）場合は可能です。なお、保護者が家事を行っているときや在宅勤務時間中などは、保護者が保育に関わっていないため共同保育に当たりません。
13	対象	障がい児の定義として、要件はありますか。	障がい児の認定は身体障害者手帳等の写し、医師による診断書や、療育等への通所受給者証などにより行います。
14	補助上限時間	翌年度に繰り越すことはできますか。	年度あたりの補助上限時間を定めているため、繰り越しはできません。
15	補助上限時間	年度の途中から渋谷区に転入した場合、上限時間は何時間ですか。	転入前の自治体で同制度を利用していた場合は、年度あたりの補助上限時間から利用分を引いた時間となりますので、申し出てください。利用がない場合は、年度途中でも、年度あたりの補助上限時間となります。
16	利用内容	共同保育とは何ですか。	ベビーシッターと保護者が一緒に保育し、子育ての相談に乗ったり、子育ての不安解消を図ったりするものです。保護者が契約において同意していること、保護者が常に保育に関わっていることが必要です。なお、保護者が ・家事を行っているとき ・在宅勤務時間中 などは、保護者が保育に関わっていないため共同保育には当たりません。
17	利用事業者	区がベビーシッターの事業者を紹介してくれるのですか。	区で紹介はしません。利用料金、会費の有無、予約の取りやすさ等は事業者により異なるため、各社のホームページや直接お問い合わせの上、東京都のベビーシッター認定事業者の中からご自身でお選びください。
18	利用事業者	東京都のベビーシッター認定事業者を利用すれば必ず補助対象になりますか。	認定事業者であっても、要件証明書が発行可能なベビーシッターでないと対象になりません。「要件証明書が発行可能なベビーシッターを依頼したい」ことを事業者にお伝えください。
19	利用事業者	補助対象となるベビーシッターはどのような資格・経験を持っていますか。	東京都が定める一定の要件（研修受講、保育経験等）を満たしています。どのような要件を満たしているかはベビーシッターにより異なるため、ご利用前に東京都のベビーシッター認定事業者へ直接お問い合わせください。
20	補助対象料金	補助対象の料金は、具体的にどのようなものですか。	利用したベビーシッター認定事業者に支払った金額のうち、純然たる保育サービス提供対価（保育料や一般的な保育サービスに付随する加算料金）が対象で、具体的には以下のとおりです。 ・純然たる保育サービス ・土日祝・早朝、夜間料金 ・病児・病後児加算 ・短時間割り増し ・年齢加算 ・遠方料金（交通費ではなく保育料に係る加算のみ） ・送迎（保育を伴う場合のみ） ・シーズン加算（年末年始等） ・当日/前日予約
21	補助対象料金	補助対象外の料金は、具体的にどのようなものですか。	補助対象外の料金は以下のとおりです。 ・交通費 ・沐浴加算（保育料に含まれる場合は対象です） ・送迎のみ ・キャンセル料 ・月会費 ・入会金 ・教育関連オプション ・保険料 ・おむつ代等の実費 ・家事支援 ・産後ケア ・事前面談料 など
22	補助額	補助額はどのように算出されますか。	月ごとの補助対象時間に補助上限額をかけた額と、実際に支払った補助対象料金の額を比べて少ないほうになります。

23	補助額	同じ月に日中利用と夜間利用をした場合、補助対象時間はどのようになりますか。	日中利用(7時から22時まで)と夜間利用(22時から翌7時まで)でそれぞれ時間を合計します。なお、それぞれの合計時間に生じた1時間未満の端数を足して1時間以上の場合は、端数の割合の大きい利用区分に1時間を加えます。 例:10月に次のとおり利用した場合 日中利用の合計時間 2時間30分⇒端数を切捨 2時間 ① 夜間利用の合計時間 1時間40分⇒端数を切捨 1時間 ② 日中利用の合計時間の端数 30分 夜間利用の合計時間の端数 40分 端数の割合の大きいのは夜間 端数の合計は70分≧60分 1時間 ③ 10月の補助対象時間は日中利用が①2時間、夜間利用が②+③=2時間となります。補助上限時間からは、①+②+③=4時間を引くこととなります。
24	補助額	上記の場合、補助上限額はいくらですか。	上記10月の補助上限額は 日中利用 @2,500×2時間=5,000円 夜間利用 @3,500×2時間=7,000円 合計12,000円
25	補助額	クーポンやポイント利用、会社の福利厚生等でベビーシッター利用料金の割引を受けた場合の補助額はとうなりますか。	補助対象料金からクーポンやポイント利用分、福利厚生等の割引分を引いた、実際に支払った額と月ごとの補助対象時間に補助上限額をかけた額を比べて少ないようになります。
26	申請手続き	子どもが複数いる場合、「申請書」「請求書」は複数人分をまとめて構わないですか。	児童ごとに補助上限時間があるため、児童ごとの申請をお願いします。
27	申請手続き	郵送申請の場合、添付した書類は返却してもらえますか。	申請時に提出した書類は返却できません。
28	申請手続き	利用月が複数ある場合、「補助金交付申請書兼請求書」「利用内訳表」は月ごとに作成する必要がありますか。	「補助金交付申請書兼請求書」はまとめて申請できますが、できる限り利用した月の翌月締切期限内に申請をお願いします。「利用内訳表」は月ごとに作成する必要があります。
29	申請手続き	「補助金交付申請書兼請求書」の申請者、振込口座名義、領収書の宛名が異なることは問題ないですか。	「補助金交付申請書兼請求書」の申請者、振込口座名義、領収書の宛名はすべて同じ方である必要があります。
30	申請手続き	利用した翌月の申請締切日に間に合いなかった場合、申請できますか。	各月の申請期限に間に合わなかった場合でも、令和7年度利用分(令和7年10月1日から令和8年3月31日までの利用分)は最終申請期限である令和8年4月15日(必着)まで申請可能ですが、できる限り利用した月の翌月締切期限内に申請をお願いします。
31	申請手続き	最終申請締切日を過ぎてしまった場合、どうすれば良いですか。	令和7年度利用分(令和7年10月1日から令和8年3月31日までの利用分)は最終申請締切日である令和8年4月15日(必着)に間に合わない場合は、補助金を交付できません。
32	申請手続き	前回申請時と同じ内容でベビーシッターを利用した場合、改めて「ベビーシッター要件証明書」を提出する必要がありますか。	「ベビーシッター要件証明書」は、前回申請時に提出済みの場合でも申請ごとに提出してください。
33	申請手続き	「ベビーシッター要件証明書」は、利用したベビーシッター全員分必要ですか。	異なるベビーシッターを利用した場合、全員分の「ベビーシッター要件証明書」が必要です。
34	申請手続き	1回の申請で同じベビーシッターを利用した場合「ベビーシッター要件証明書」は何枚必要ですか。	同じベビーシッターであれば、1枚提出してください。
35	その他	交付された補助金は所得税等の課税対象となりますか。	非課税対象となります。